

# 平成24年度 国立大学法人島根大学 年度計画

国立大学法人島根大学の中期目標・中期計画(平成22～27年度)に基づく平成24年度計画を以下に示す。  
また、中期目標を四角(点線)で囲んで該当箇所に示す。

## I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育の内容・成果及び実施体制等に関する目標を達成するための措置

##### 【学士課程】

##### ① 主体的に学び自らを高めようとする人材を確保する。

No. 1

- ① 「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」や「教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」の検討状況に合わせながら現行の「入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)」の改訂に向けた検討組織の編成に着手する。
- ② 新学習指導要領に対応した入試の実施準備を行うとともに、各学部との意思疎通を図り入試に関するデータ分析を踏まえた入学者選抜方法の改善を促進する。
- ③ 高大接続をテーマにしたシンポジウムやフォーラムを開催する。また、島根県教育委員会、鳥取県教育委員会との協力体制を強化して高校におけるカリキュラム開発を支援し、高大接続科目の開発研究など「学習の接続」に資する事業に重点的に取り組む。
- ④ ホームページの改善を図り、質問・応答機能を充実させ対面型広報活動との一体的運用を図る。また、広島オフィスを活用した、都市部の高校教員及び中・高校生への啓発活動を進める。

No. 2

- ① オープンキャンパスを大学の学修との出会いの場と捉え質的な改善を図る。また、キャンパスアカデミーでは高校教員との協働体制を構築するなど実施体制を整備し持続可能な事業展開を図る。
- ② 学生が大学をテーマに高校で開講する授業「大学」や本学への進学を目指す高校生のネットワーク形成を図る「大学クラブ」などの事業を整理するとともに、持続可能な実施体制を構築する。

No. 3

- ① 本学理系学部と連携し、オープンキャンパスや高等学校訪問の際に、これまでに制作したPRコンテンツを上映する。また、女子高校生の理系選択支援のためのロールモデルパンフレット「女子も理系しよう!」を配布し、進路選択の支援を行う。更に、参加者に対し、アンケート調査を実施し、検証し改善を図る。
- ② 理系の女性研究者等の裾野の拡大を目的として、高校生及び中学生を対象とした理系進路選択支援事業等を検討する。

##### ② 教養教育と専門教育を通して、主体的に学ぶ力を身につけ、豊かな人間性と社会性を備えた人材を育成することができるよう、学士課程教育の質を保証し、学士力を高める。

No. 4

- ① 「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」及び「学習到達目標(ラーニング・アウトカム)」を見直し、新たに構築された全学共通教育の達成目標を含む新カリキュラムを構築する。

No. 5

- ① 学士課程教育構築にあたり、教育改革・質保証特別委員会の第2次答申を踏まえて卒業認定

を厳格化する質保証システムについて検討する。

- ② 学士課程教育構築にあたり、単位の実質化を促進させるため、全学共通教育科目に係るシラバスの内容の改善を図る。

**③ 現代社会が抱える課題に応える人材を育成するため、教養教育・専門教育等を充実させ、社会人としての基礎力を高める。**

No. 6

- ① 学部との協働を進め入学前セミナーを引き続き実施するとともに、教科に関わる入学前指導・教育の充実を図る。
- ② 初年次教育担当者の学内ネットワークを学習管理システム上に構築し、初年次教育ガイドラインとして策定されている共通達成目標に関する成果を共有する。
- ③ 補完・補習教育的要素を含む科目に係る正課外学習（修学サポートプログラム）の改善を行う。

No. 7

- ① カリキュラム・マップ及びカリキュラム・チェックリストを作成し、全学共通教育において、達成目標である「地域社会の創造者として育つ」を学生に明示する。
- ② 全学共通教育において、自然科学系にとどまらず、学際的に地域の「人と自然」に学ぶ教育を推進する。

No. 8

- ① 正課外活動の評価システムについて、引き続き必要な見直し・改善を行い、学生の正課外活動への積極的な参加を推進する。
- ② 引き続き、正課外活動に対する環境を改善するため、施設、設備等の整備・充実を図る。

No. 9

- ① キャリア教育関連科目の履修学生と教員の意見交換の場を設け、その成果を踏まえてカリキュラム等の見直しを行う。
- ② 全学共通教育の科目区分に「社会人力養成科目」を設け、キャリア教育の基盤となる授業を開講する。

No. 10

- ① 地域社会に貢献できる人材育成のための正課教育プログラムとして位置付けた、インターンシップ等の制度に関して単位の実質化を図る。
- ② 全学共通教育において、地域の人材、機関、組織と連携し、教育効果を高める教育方策を協議・検討する。

**④ グローバル化した社会に対応できる人材を養成するため、国際共通語としての英語教育を充実させる。**

No. 11

- ① 全学共通教育の改編を踏まえ、平成 22 年度から実施している英語教育プログラムの見直しを行い、英語教育のさらなる充実・高度化を図る。
- ② 各学部において、それぞれの学士課程教育において位置づけた英語教育を実施し、必要な見直しを行う。

No. 12

- ① 学生の自学自習に必要な参考書・学習教材をさらに充実させ、学習環境の整備を推進する。
- ② 平成 23 年度末に導入したネットワーク型英語学習ソフトの活用を含め、自学自習において PC による e-ラーニングの活用を継続的に推進する。

**【大学院課程】**

⑤ 高度の専門性と応用力、創造力を身につけることができるよう、大学院課程教育の質を保証し、大学院教育の国際的通用性、信頼性を向上させる。

No. 13

- ① 大学院における学位課程教育の構築を行い、質保証システムと連動した組織体制を整備する。

No. 14

- ① 地域社会に貢献できる高度専門職業人を育成することを目的に、学位課程教育の特色を活かした多様な教育プログラムを開発する。

No. 15

- ① 成績評価の適正化やシラバスの実質化に向けた大学院課程教育の質保証システムの枠組みを引き続き検討する。

#### 【学士課程・大学院課程共通】

⑥ 教育全体の継続的検証・評価・改善により、教育の質保証及び質向上を促進する。

No. 16

- ① 教学 I R をベースにした教育改善を推進する。  
② 学生参画による F D や I C T 活用による F D など多角的な F D 活動を引き続き推進する。  
③ 各部署の教育改善に必要な情報の分析を行い課題を明示するとともに、各部署のニーズに応じた協働型課題解決（アクション・ラーニング）を通じて、教育改善・F D を推進する。  
④ 教育改善に携わる教職員が部署を越えて集う情報交換会、各種勉強会等の幅広い F D 活動を引き続き推進する。

No. 17

- ① 調査結果に基づくニーズを踏まえ、山陰地域における高等教育機関の合同 F D 研修会を実施する。  
② 山陰地域の高等教育機関と教職員や学生の交流等を含め、引き続き連携を強化する。

No. 18

- ① 平成 23 年度に実施した教育領域の評価項目の見直し結果を踏まえ、教員個人評価の評価項目へ反映させる。

#### 【教育の実施体制】

⑦ 現代社会が抱える課題に機敏に対応できるよう必要な組織整備を実施する。

No. 19

- ① 平成 23 年度に引き続き、社会的ニーズに応えた人材養成に取り組める組織の検討を進める。

#### (2) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

① 学生の自主的学修を促進するため、教育環境を整備する。

No. 20

- ① メンター制度を導入した学部での効果の検証結果を踏まえ、制度の改善を図るとともに、他学部においても試行を行う。  
② T A 研修を引き続き実施するとともに、学士力及び社会人基礎力育成に関連し、全学共通教育における S A（スチューデント・アシスタント）の導入を引き続き検討する。  
③ 授業外学習を促進するため、平成 23 年度に L M S（学習管理システム）を試験的に導入した結果を分析し、効果を検証する。

② 学生の修学、進路選択、及び学生生活等に関する相談体制を強化する。

No. 21

- ① 履修相談機能を高めるため、平成 23 年度に実施した学生アンケート調査結果に基づき、履修サポーターを試行的に導入し、その効果を検証する。
- ② 専門・専攻の選択や履修プランの構築のため、学修・履修支援システムの検証を行う。

No. 22

- ① 修学支援の一環として行っている授業料免除に係る申請手続きを、年 1 回の通年申請とすることにより、学生の申請に係る負担軽減を図るとともに、学生が前期の授業料免除結果に基づき年間の授業料等の資金計画を立てることができるようにする。
- ② 修学に対する経済的支援を充実し、良好な学生生活環境を提供するために、安価な寮費で入寮できる学生寮の建設（既存の学生寮改修）を行う。

No. 23

- ① 学生や社会のニーズに対応したキャリア教育・就職支援を実現するために、これまでのキャリアセンターの活動について整理と効果検証を行い、現状と課題を明らかにする。

No. 24

- ① 女性研究者のロールモデルを示すとともに、女子学生の大学院への進学を支援する相談体制の充実を図る。
- ② 女子学生の大学院への進学を支援するため、女子学生を対象としたキャリア形成に関する講義や進路選択支援のための懇談会等について、参加者からのアンケート結果に基づき検証し、改善・充実を図る。

No. 25

- ① 就学上特別な支援を要する学生に対する支援のあり方について、教育・学生支援センター協議会及び学生委員長会議との協議・検討を進める。
- ② 一元化されたカウンセリングの実施責任部局として、その運営を管理し、検討を加えた上で、引き続き改善を進めるとともに、申し込み先や実施場所などカウンセリングの実施体制を学内に周知徹底する。

No. 26

- ① 多様化した学生の支援を強化するため、教職員を学外の研修会に参加させ、スタッフの能力向上を図るとともに、研修結果をフィードバックすることにより、教職協働による学生支援を推進する。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準・研究の成果及び実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ① 地域の知の拠点としての役割を果たすとともに、地域課題及び本学の研究蓄積に立脚した特色ある国際的水準の研究を重点的に推進し、その研究成果を積極的に社会に還元する。

No. 27

- ① 地域産業振興・地域医療充実に係る研究促進を図り、これまで行ってきた産学連携の支援の効果についての検証及び研究成果の社会への効果的な還元手段の検討を行い、改善を進める。
- ② 引き続きプロジェクト研究推進機構の中・長期的テーマによる重点研究や、地域文化、地域資源、地域医療などの課題に関する研究を中心とする萌芽研究及び特定研究等を推進する。
- ③ 引き続き、山陰地域を対象とした調査・研究の基盤整備に努めるとともに、山陰研究プロジェクト及び山陰研究共同プロジェクト参加者等に対する支援及び参加者相互の研究交流の促進を図る。

No. 28

- ① 学内重点プロジェクト及び特定研究の実績を踏まえ、医理工農及び島根県との連携を図り、研究会等を組織し、異分野研究者間の交流を促進する。
- ② 平成 23 年度に構築した統合データベースを活用し、地域診断、社会資源開発、住民の健康

増進に役立つ研究を推進するとともに、疾病予知予防に関する追跡調査を継続実施する。

- ③ 自然災害発生に関わる地震動・降雨水の影響評価及び効果的な災害軽減技術の研究開発を行う。

No. 29

- ① 環境・社会基盤・医学分野を含めた水環境全般の研究や基礎技術の開発をさらに進める。
- ② 汽水域における自然・資源の利活用について、汽水域研究会及び他大学等との連携を継続するとともに、中海・宍道湖における自然再生や資源管理に関する研究成果を積極的に公表し、中海自然再生協議会等の活動を支援する。また、国、自治体、NPOと連携し、中海・宍道湖の地域拠点として、学術的提言（中海・宍道湖イニシアチブ）を行うための中海統合管理プロジェクトの実施へ向けて準備する。
- ③ 研究フォーラムの開催を通して、さらに島根県の研究機関を含めて学内外の参加者を増やすことにより、研究成果を学内外で共有する体制を構築・整備し、異分野研究者間の交流を推進する。また、サイエンスカフェ、お宝研究等を活用し、研究成果を公表する。

## ② 本学の研究の個性化と質の向上を一層進めるために全学的研究連携・支援体制を強化する。

No. 30

- ① プロジェクト研究推進機構の若手研究者育成プランを実施する。

No. 31

- ① 機器予約システムの稼働実態を調査し、必要な改善を行う。
- ② 平成 23 年度に運用を開始した先端機器について、引き続き実験技術講習会を開催し、当該機器の利用実績の調査も含めこれらの先端機器の有効利用を進める。
- ③ 第 4 期学術情報基盤整備計画に基づき、外国雑誌、電子ジャーナル及び各種データベースの平成 24 年度購入分の整備を行う。また、平成 25 年度から平成 27 年度までの第 5 期学術情報基盤整備計画を策定する。
- ④ 平成 26 年度に更新を予定している総合情報処理センター研究システム及び松江キャンパスの情報ネットワークについて検討を開始する。

### 3 その他の目標を達成するための措置

#### (1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

##### ① 地域産業の振興及び地域医療の充実に向けた産学官の連携を強化する。

No. 32

- ① 引き続き学部研究セミナーを開催し、地域の公立研究機関、産業界に公開する。さらに、生物資源科学部・浜田市包括的連携協定に基づき、農業・食品製造に携わる事業者を対象に生物資源科学部教員を講師とする人材育成講座を開講する。
- ② 島根・鳥取両県弁護士会及び法テラスと法律相談体制を強化するための協議を進める。
- ③ 産学連携コーディネーターを活用し、学内、地域でのコーディネート活動を推進する。
- ④ 平成 23 年度に大田市からの寄附により設置した総合医療学講座、大田市立病院内に設置された大田総合医育成センターにおいて、総合医育成のため、総合医育成プログラムの充実を行う。

No. 33

- ① 大学院総合理工学研究科では新たに附属産学官教育推進センターを設置し、企業等と連携して実践的課題探求型（PBL）授業「実践教育プロジェクト」等を開講する。
- ② 平成 24 年 4 月に生物資源科学部地域連携室を設置し、大学院生物資源科学研究科地域産業人育成コース・リカレント特別コース関連事項の企画・立案を行い、社会人受入れを積極的に推進する。

- ③ 産学連携センターで実施するMOTセミナー等やこれまでに開発した教材の効果について検証を行い、改善を行う。また、講義やセミナーでの活用をさらに進める。

No. 34

- ① 地域枠推薦入試等で受け入れた学生の地域医療実習を継続実施する。

**② 多様な教育研究活動を通じて地域文化の発展に資する。**

No. 35

- ① 本学公開講座を松江市周辺だけでなく、県内各地の県民の利用に供するため、各市町村との共催・連携など講座形式のあり方、講座内容の希望などについて検討することを目的として、県内各市町村の社会教育担当者にアンケートを実施し、公開講座への期待を把握、検証する。
- ② 地域住民の学習ニーズの多様化、高度化に対応するため、学部横断的な公開講座を拡充し、講座内容の多様化を図る。

No. 36

- ① 前年度に島根県教育委員会と協同実施した研修の成果等について検証するとともに、引き続き現職教員研修を実施する。
- ② 財団法人島根県文化振興財団との連携協定に基づき、地域の文化の発展等に寄与するための取組を実施する。

No. 37

- ① 遺跡資料リポジトリの普及・拡大のため各地域の大学・自治体との連携を進める。また、島根県域については、県内自治体と協力してコンテンツの収録拡大を図り、教育研究等の利用に供する。
- ② 所蔵資料及び地域の貴重資料の電子化とデジタル・アーカイブへの登録・発信を進めるとともに、地域の公共図書館等と連携し、地域住民への情報提供を進める。
- ③ ミュージアムが保有する学術資料等の展示活動や市民対象のミュージアム市民講座等を継続実施するとともに、平成23年度に構築した「島根大学標本資料類データベース」の充実を図る。

**(2) 国際化に関する目標を達成するための措置**

**① 地域課題に焦点をあてた国際交流を戦略的に推進し、その成果を国内外へ発信する。**

No. 38

- ① 「環境・少子高齢化」等を重点分野とした国際交流重点校との交流をさらに推進する。
- ② 国際交流重点分野の成果に関する情報発信の効果を検証し、改善を行う。
- ③ 医学部において、環境問題・条件不利地域の保健医療についての交流を、アジアの協定校に加えて、欧米等への拡大を検討する。

No. 39

- ① 国際交流重点分野を中心に、東アジアに加え、欧米等との教育研究ネットワークの実質化を行う。
- ② 海外との学術交流をさらに推進するための外部資金獲得を目指す。
- ③ 医学部において、健康長寿等の学際的研究についての共同研究・交流を、アジアの協定校に加えて、欧米等への拡大を検討する。

**② 本学学生の海外派遣と海外からの留学生、研究者の受け入れ体制を強化する。**

No. 40

- ① 平成22年度から開講した「英米の現代留学事情」及び平成23年度から開講した「留学のための教養基礎(理系文系別)」を検証し、さらに充実した内容にする。

- ② 海外協定校との短期語学研修プログラム及び夏期研修プログラムの課題を抽出し、改善を行う。
- ③ 派遣留学生を増加させるため、実施可能な学部・学科等から「4年間で卒業可能な留学履修モデル」の提示を行う。
- ④ 海外派遣留学を促進するため、平成23年度に創設した「島根大学海外派遣学生支援制度」の見直し・改善を行う。
- ⑤ 留学や海外短期派遣プログラム経験者の体験発表会を開くとともに、経験者のレポートをホームページ上に公開し、留学への動機づけを一層強化する。
- ⑥ 医学部において、専門別海外語学研修として、医科系の英語研修プログラムを継続して実施する。

No. 41

- ① 今年度から新学寮の一部に入居が可能となった外国人留学生とそこに混住する日本人学生との交流を促進する。
- ② 海外協定校からの短期プログラム研修生と本学学生との交流事業を実施し、相互理解のための取組を促進する。
- ③ 引き続き日本語補講を実施するとともに、日本語能力試験対策講座を開催するなど、日本語学習面での支援を強化する。
- ④ 島根の文化・歴史に触れる留学生見学旅行を引き続き地元自治体等と連携して企画・実施し、日本人学生とともに地域住民との交流を推進する。

No. 42

- ① 韓国の帰国留学生同窓会の立ち上げの支援を推進する。
- ② 帰国留学生同窓会と連携して、優秀な留学生を確保するとともに、「国際交流季刊メール(Quarterly News)」の見直し・改善を行う。

No. 43

- ① 留学生用の寮を整備して、快適な学習環境を整え、生活支援を強化する。
- ② 島根大学外国人研究者向け「受入各種手続ガイド」を見直し、より解りやすい手続ガイドを作成する。

### (3) 附属病院に関する目標を達成するための措置

① グローバルに活躍する能力を有し、地域医療に貢献できる幅広い医療人を育成する。

No. 44

- ① 地域医療総合教育センターを中心に、島根県及び地域の臨床研修病院との連携体制を強化し臨床教育を拡充させる。また、引き続き大学病院連携型医療人養成事業の推進を図る。
- ② しまね地域医療支援センターを中心に地域医療人の育成と支援を推進するとともに、地域枠関連学生と卒業生を主な対象とし、地域医療関連の各寄附講座等と連携した独自のカリキュラムと海外研修を含む教育プログラムの活用を開始する。
- ③ 医療人養成プログラムの成果に基づき、国際的な視点を持ち、地域の病院で総合医として活躍できる医療人育成と、島根の地域性を活かした魅力ある医療人育成プログラム「島根モデル」を立案する。

No. 45

- ① 寧夏医科大学病院と双方向型学術医療交流を引き続き推進するとともに、相互協力が可能な先進医療について「臨床医学交流センター」を中心に臨床研究を開始する。また、交流実績の中間評価を行い、この結果に基づいて臨床領域の協力を計画する。
- ② アジア諸国との研究交流を継続し、小児先天代謝異常等の稀少疾患に係る共同研究を推進する。

**② 島根県の医療の中核として臨床研究を推進するとともに、より安全、安心かつ質の高い医療提供体制を構築する。**

No. 46

- ① 救命救急センター設置に向けて関係機関への申請を行うとともに、研修医への救急教育の推進を図る。また、ドクターヘリコプター等の県内救急搬送業務を支援する。
- ② 災害拠点病院としての指定を受けて、院内の防災体制整備を更に進め、地域住民と連携した災害対応体制を構築する。また、二次被ばく医療機関としての指定を受けて、院内の体制整備を図る。
- ③ 精度の高い放射線治療及び安全な外来化学療法を行うことにより、患者に優しいがん医療を展開するとともに、県内のがん診療連携拠点病院間における医療支援事業を推進する。
- ④ 島根県における最重要基幹病院として、整備拡充した最新機能の施設で高度で先進的な医療を展開する。
- ⑤ 病院医学教育センターを中心に医療安全支援体制を強化するとともに、チーム医療と感染対策を含む医療安全の再点検を実施する。また、島根県下の医療施設に対し、医療安全及び感染対策の連携・強化へのネットワークの構築に向けた活動を展開する。
- ⑥ プライバシーマーク認証に係る第三者機能評価を実施し、個人情報保護・管理体制の検証を行うとともに、プライバシーマーク遵守のための教育・研修を推進する。

No. 47

- ① 生活習慣病の予防プログラムを活用し、県内医療機関や地域行政機関と連携を図り、生活習慣病・がん対策及び小児障害発生予防対策を推進する。
- ② 新病棟の腫瘍センターと緩和ケア病棟において、チーム医療による先進的ながん治療と、患者に寄り添う緩和ケアを推進する。
- ③ 第一期がんプロフェッショナル養成プラン（がんプロ）の成果を基に、平成 24 年度から新たに第二期がんプロを開始し、がん医療人の養成をより一層推進する。

**③ ワーク・ライフ・バランスを重視した、働きやすい職場環境の確立と効率的な病院運営を推進する。**

No. 48

- ① 既設病棟、外来中央診療棟整備に当たり、快適な病院環境の構築に向けて整備計画を進める。
- ② 働きやすい病院評価の審査結果を踏まえ、引き続きフレキシブルな勤務体制等により働きやすい職場環境の維持と、職員を対象とした福利支援事業の充実を図る。
- ③ 新病棟及び既設病棟等の各施設の効率的な運用を図るとともに、経営分析に基づいた戦略的なプロジェクトを展開する。

**(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置**

**① 幼・小・中一貫教育に関するプログラム開発と教育実践に取り組む等、学校教育改善のための新たな教育・研究活動を推進し、地域社会が求める学校教育改革プランのモデルを提案する。**

No. 49

- ① 「幼・小・中合同研究会」で明らかになった一貫教育カリキュラム構築に関わる研究課題について、研究部会における共同研究によりさらなる実践的研究を推進し、その成果を地域の公・私立学校教員や教育委員会等に広く公開する。

No. 50

- ① 附属学校の特別支援教育の充実方策の試行を継続して実施するとともに、特別支援教育のあり方について検討する。
- ② 地域の特別支援教育を推進するためのセンターとして、附属学校を中核とする「地域特別支援教育推進センター」（仮称）構想を作成する。（平成 24 年度から平成 25 年度までの二か年継

続事業)

No. 51

- ① 平成 23 年度までの検討結果を踏まえ、附属学校部の機能強化及び教育研究活動推進のための具体策を実施する。

② 教育学部及び教育学研究科の教員養成機能の一翼を担い、養成教育に関する理論＝実践融合型の教育・研究活動を推進するとともに、優れた資質と高い教育的実践力を有する学校教員を育成する。

No. 52

- ① 平成 23 年度の検証結果を「四年一貫型教育実習プログラム」に反映させる。
- ② 平成 23 年度に附属学校内に仮設置した「教育実習センター」を活用した組織的な教育実習の支援・指導体制を充実させる。

No. 53

- ① 平成 23 年度に明らかにした課題を踏まえ、また、国の教員養成改革政策の動向を注視しつつ、「大学院生を対象とする長期インターンシッププログラム」の改善を図る。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 組織運営の改善及び事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

① 学長のリーダーシップのもと、機能的な業務運営を推進する。

No. 54

- ① 学長のリーダーシップのもと、戦略的な大学運営を図るため、学長補佐体制を充実させる。

No. 55

- ① 平成 23 年度に本学に適したSD/FDのあり方を検討するため立ち上げた「ゆにすたプロジェクト」を中心として教職協働の推進方策を引き続き検討する。

② 構成員が互いの人権を尊重し、その個性と能力が十分発揮できる環境を整備する。

No. 56

- ① 仕事と家庭の両立（ワークライフバランス）を促すための柔軟な働き方を可能とする学内制度や、行政機関及び諸団体が実施しているワークライフバランス支援のための諸制度を利用しやすい環境を醸成するため、意識啓発研修やホームページで学内教職員に周知する。

No. 57

- ① ハラスメント防止対策強化及び迅速・適正な措置を図る体制を充実させるために制定した「ハラスメントの防止等に関する規程」がその目的に沿った効果等をあげているのかについて、引き続き運用実績等の検証を行う。
- ② 職員を対象としたハラスメント防止のための e-ラーニングを引き続き実施し、部局毎の受講率を示し受講率の更なる向上を図る。大学院生については、TA研修会を引き続き実施するとともに、他の学生については、授業やオリエンテーションにおいてハラスメント防止に関する学修を実施できるよう検討する。

③ 社会的ニーズの変化等に対応するため、必要に応じて教育研究組織を、柔軟かつ機動的に編成するための見直しを行う。

No. 58

- ① 平成 23 年度に引き続き、社会的ニーズに応えた人材養成に取り組める組織の検討を進める。

④ 事務処理の簡素化・迅速化を図るとともに、随時事務組織の見直しを行う。

No. 59

- ① 平成 23 年度までに業務改善検討チームから提案のあった事項について引き続き見直しを行うとともに、各部署において業務の合理化・効率化を図る。

No. 60

- ① 機能的な組織構築に資するため、各課・学部事務部の作成した「業務構造書」に基づき「業務手順書」を作成する。

### III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 外部研究資金、寄付金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

① 外部からの教育研究資金その他の自己収入を積極的に増やし、財政基盤を強化する。

No. 61

- ① 平成 23 年度 of 取組内容の検証結果を踏まえ、外部資金獲得増のための方策を検討するとともに、継続的な取組の強化を図る。

No. 62

- ① 支援組織の構築に向け、島根大学同窓会連合会等関係組織との連携強化を図る。

#### 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

##### (1) 人件費の削減

① 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)に基づき、平成 18 年度以降の 5 年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。

No. 63

(平成 23 年度までに実施済のため、平成 24 年度は年度計画なし)

##### (2) 人件費以外の経費の削減

① 管理的経費の抑制を図り、その結果を教育・研究の実施体制の整備に反映させる。

No. 64

- ① 平成 23 年度 of 取組内容の検証結果を踏まえ、管理的経費をさらに抑制するための新たな方策について検討する。

No. 65

- ① 新設したデータセンターによる分析に基づき、新病棟の各施設及び改修が終了した既設病棟・外来中央診療施設等を効率的に運用し、病院収入の増収を図る。  
② 管理的経費の抑制を図り、医療の質向上を図るため、当院独自に行っている病院医学教育研究助成事業を展開する。

#### 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

① 資産を効率的に運用する。

No. 66

- ① 平成 24 年度資金運用計画を策定し、その計画に基づき、資産の適切かつ効率的な運用を図る。

#### **IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置**

##### **1 評価の充実に関する目標を達成するための措置**

- ① 自己点検・評価、第三者評価における評価結果を教育研究の質の向上及び大学運営の改善等に反映させる。

No. 67

- ① 平成 23 年度の検討結果を踏まえ、評価結果への対応を含む自己点検・評価をより円滑に実施するための評価実施体制を整備する。また、平成 23 年度に試行した年度計画に係る進捗管理体制の改善を図る。

##### **2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置**

- ① 社会の信頼に応える情報を公開するとともに、大学への理解を深める情報を発信する。

No. 68

- ① 平成 23 年 4 月に設置した広報室を軸に、ニーズに即した新たな広報媒体も活用し、県内外への情報発信を強化するとともに、更なる広報・広聴活動を推進する。

No. 69

- ① 自己点検・評価、第三者評価等に関する情報の公表方法について検討し、改善に着手する。

#### **V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置**

##### **1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置**

- ① 豊かなキャンパスライフを提供するため、中長期的なプランに沿って施設整備・管理を行う。

No. 70

- ① キャンパスマスタープランに沿って、引き続き老朽施設の機能改善及び安全で快適な環境の整備を行うとともに、既存施設の有効活用に向けた取組を推進する。

- ② 地域の中核的医療拠点としての附属病院を整備充実させる。

No. 71

- ① 平成 23 年度に引き続き、既存病棟の改修事業を推進する。

##### **2 安全管理に関する目標を達成するための措置**

- ① 学内の安全衛生管理を徹底するとともに、学内構成員の健康と安全を守る環境をさらに整備する。

No. 72

- ① 引き続き産業医・衛生管理者・衛生工学衛生管理者による職場巡視で指摘された改善指導事項について、適切に対応策を講じる。
- ② 計画的に衛生管理者等の養成を行うとともに、引き続き学生・教職員に対する安全衛生教育を行う。

② 自然災害や人的災害等に対する安全の確保に努める。

No. 73

- ① 引き続き消防設備等の法定点検、自主点検及び防火防災訓練を実施する。
- ② 東日本大震災を教訓に原子力災害における防災体制を見直すための学内の課題・問題点等を整理するとともに、学外関係機関（島根県、松江市）と協議してその見直しの検討を進める。
- ③ 改修病棟について引き続き整備を行い、耐震対策及び非常用設備等の整備を完成させる。

③ 本学が保有する情報資産を守るために、情報セキュリティレベルを向上させる。

No. 74

- ① 平成 26 年度に予定しているネットワークの更新にあわせて技術的な情報セキュリティ対策について検討を開始する。
- ② 情報セキュリティに関する講習会として、引き続き初級者向け講習を開講するとともに、中級・管理者向けの講習を開始する。

### 3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

① 公的研究費の不正使用防止等に努めるとともに、各種関係法令等の遵守を徹底し、適正な大学運営を行う。

No. 75

- ① 関係法令等の周知や法令遵守の徹底を図るとともに、不正防止計画に基づく取組内容等の検証結果を踏まえ、必要に応じてその見直しを行う。

## VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

## VII 短期借入金の限度額

### 1. 短期借入金の限度額

27億円

### 2. 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

## VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡する計画

研究者交流会館の土地の一部（島根県松江市南田町131番 544.89㎡）を譲渡する。

重要な財産を担保に供する計画

附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

## IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## X その他

### 1 施設・設備に関する計画

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予定額	財源
・(医病)病棟等改修	総額 6,632	施設整備費補助金 (1,715)
・(医病)基幹・環境整備(中央監視設備等)		長期借入金 (4,864)
・大学教育研究特別設備		国立大学財務・経営センター
・再開発(中央・外来診療棟)設備		施設費交付金 (53)
・(川津)学生寄宿舍整備		
・(川津)図書館改修		
・(川津)総合研究棟改修(教養教育)		
・小規模改修		

注) 1. 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の事業が追加されることもあり得る。

2. 上記には附帯事務費を含む。

### 2 人事に関する計画

- ・国家公務員の給与減額を踏まえ、国立大学法人の業務や運営のあり方等その性格に鑑み、法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ必要な措置を講ずる。
- ・教職協働を推進するため、新たな人材育成方針を策定する。

- (参考1) 平成24年度の常勤職員数 1,377人  
また、任期付職員数(注)の見込みを206人とする。  
(注) 教育職員の任期に関する規程による任期付教員
- (参考2) 平成24年度の人件費総額見込 14,850百万円 (退職手当は除く)
- 

(別紙)

○予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

(別表)

○学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成24年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	11,395
施設整備費補助金	1,715
船舶建造補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	66
国立大学財務経営センター施設費交付金	53
自己収入	16,145
授業料、入学料及び検定料収入	3,577
附属病院収入	12,333
財産処分収入	31
雑収入	204
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,025
引当金取崩	0
長期借入金収入	4,864
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	745
計	36,008
支出	
業務費	27,151
教育研究経費	14,831
診療経費	12,320
施設整備費	6,632
船舶建造費	0
補助金等	66
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,025
貸付金	0
長期借入金償還金	1,134
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	36,008

「運営費交付金」のうち、平成24年度当初予算額11,059百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額336百万円

「施設整備費補助金」のうち、平成24年度当初予算額812百万円、前年度よりの繰越額903百万円

〔人件費の見積り〕

期間中総額 14,850百万円を支出する。(退職手当は除く)

注)「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、前年度よりの繰越額からの使用見込額152百万円。

## 2. 収支計画

## 平成24年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	28,060
業務費	25,351
教育研究経費	2,776
診療経費	6,032
受託研究費等	568
役員人件費	146
教員人件費	7,554
職員人件費	8,275
一般管理費	653
財務費用	241
雑損	0
減価償却費	1,815
臨時損失	0
収入の部	
経常収益	28,537
運営費交付金収益	10,396
授業料収益	3,267
入学金収益	446
検定料収益	122
附属病院収益	12,333
受託研究等収益	568
補助金等収益	66
寄附金収益	399
財務収益	13
雑益	222
資産見返運営費交付金戻入	360
資産見返補助金等戻入	309
資産見返寄附金戻入	34
資産見返物品受贈額戻入	2
臨時利益	0
純利益	477
目的積立金取崩益	230
総利益	707

3. 資金計画

平成24年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	40,225
業務活動による支出	26,757
投資活動による支出	8,204
財務活動による支出	1,134
翌年度への繰越金	4,130
資金収入	40,225
業務活動による収入	28,600
運営費交付金による収入	11,395
授業料及び入学金検定料による収入	3,577
附属病院収入	12,333
受託研究等収入	568
補助金等収入	66
寄附金収入	457
その他の収入	204
投資活動による収入	1,798
施設費による収入	1,768
その他の収入	30
財務活動による収入	4,864
前年度よりの繰越金	4,963

## (別表) 学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

法文学部	法経学科	360 人	
	社会文化学科	280 人	
	言語文化学科	260 人	
	編入学	20 人	
教育学部	学校教育課程	680 人	
	(うち教員養成に係る分野)	680 人)	
医学部	医学科	569 人	
	(うち医師養成に係る分野)	569 人)	
	編入学	40 人	
	(うち医師養成に係る分野)	40 人)	
	看護学科	240 人	
総合理工学部	編入学	20 人	
	物質科学科	520 人	
	地球資源環境学科	200 人	
	数理・情報システム学科	400 人	
	機械・電気電子工学科	80 人	
	建築・生産設計工学科	40 人	
	電子制御システム工学科	240 人	
	材料プロセス工学科	120 人	
	編入学	32 人	
	生物資源科学部	生物科学科	120 人
生命工学科		160 人	
農林生産学科		85 人	
地域環境科学科		45 人	
生態環境科学科		135 人	
農業生産学科		90 人	
地域開発科学科		165 人	
編入学		40 人	
人文社会科学研究科		法経専攻	12 人
	(うち修士課程)	12 人)	
	言語・社会文化専攻	12 人	
	(うち修士課程)	12 人)	
	教育学研究科	教育実践開発専攻	40 人
		(うち修士課程)	40 人)
		教育内容開発専攻	40 人
	(うち修士課程)	40 人)	
	医学系研究科	医科学専攻	150 人
		(うち修士課程)	30 人)
		(うち博士課程)	120 人)
		看護学専攻	24 人
(うち修士課程)	24 人)		
総合理工学研究科	総合理工学専攻	124 人	
	(うち修士課程)	124 人)	

	物質科学専攻	36人
	（うち修士課程	36人）
	地球資源環境学専攻	14人
	（うち修士課程	14人）
	数理・情報システム学専攻	28人
	（うち修士課程	28人）
	電子制御システム工学専攻	22人
	（うち修士課程	22人）
	材料プロセス工学専攻	12人
	（うち修士課程	12人）
	マテリアル創成工学専攻	18人
	（うち博士課程	18人）
	電子機能システム工学専攻	18人
	（うち博士課程	18人）
生物資源科学研究科	生物生命科学専攻	40人
	（うち修士課程	40人）
	農林生産科学専攻	44人
	（うち修士課程	44人）
	環境資源科学専攻	36人
	（うち修士課程	36人）
法務研究科	法曹養成専攻	60人
	（うち専門職学位課程	60人）
附属幼稚園	80人	
	学級数 4	
附属小学校	普通学級	
	388人	
	学級数 13	
	特別支援学級	
	16人	
附属中学校	学級数 2	
	普通学級	
	420人	
	学級数 12	
	特別支援学級	
	8人	
	学級数 1	